

「山姥切国広展—名匠の軌跡、名刀の誕生—」の開催に伴う山姥切国広等画像データの 使用、貸出しについて

公益財団法人足利市民文化財団

当財団の所蔵品画像データについては、規定において、商業目的の使用の貸出しは行わないものとしています。しかし、標記の特別展期間において、下記のとおり貸出しを行います。

1 貸出しが出来る画像…別紙のとおり

- (1) 刀 銘「九州日向住國廣作」(号 山姥切国広) 6カット
- (2) 脇指 銘「日州住信濃守國廣作」(号 布袋国広) 8カット
- (3) 短刀 銘「國廣」 3カット

2 使用料

山姥切国広のみ、1商品につき、30,000円

※当財団はインボイス制度に未登録です。

3 対象

市内に本店または事業所があるもの

4 使用可能期間

貸出日から令和7(2025)年7月27日(日)まで

※上記期間内に売り切れる量を製作してください。

5 申請について

下記書類を令和7(2025)年2月7日(金)までに、商業にぎわい課または(公財)足利市民文化財団事務局(足利市役所別館2階文化課内)までお持ちください。

- (1) 所蔵品等貸出許可申請書
- (2) 申請書別紙

6 申請後の流れについて

事務局等で精査後、許可となった場合は、申請いただいたメールアドレスにその旨をご連絡しますので、使用料をお持ちいただくか、お振込みください。着金確認後、画像データをお送りします。なお、許可が出るまでは7営業日程度かかる見込みです。

7 備考

- (1) 商品に刀の名称及び出典「(公財) 足利市民文化財団所蔵」を明記してください。
- (2) 商品販売の際には、当財団が制作・販売したものではない独自の商品・サービスであることを明記してください。
- (3) 商品のデザインについては、他者の権利を侵害する行為や公序良俗に反する表現は行わないでください。また、市の作成した「刀剣画像等などの商業利用に関するガイドライン」を守ってください。

なお、足利市及び当財団は知的財産権等について裁定を行う立場にないため、権利者との紛争は、当事者間での対応となります。

8 参考

公益財団法人足利市民文化財団美術品等の受入及び管理等に関する要綱

(所蔵品等の貸出し)

第8条 6 商業目的の使用については、貸出しを行わないものとする。ただし、所蔵品等の画像データの使用が地域の活性化に資することが見込まれる場合など、代表理事が特に認めるときは、その限りではない。

お問合せ先

(公財) 足利市民文化財団事務局
電話 0284-20-2229